

# 委員 長 報 告

本委員会は、去る3月11日の本会議において付託を受けた議案6件について、16日、17日及び24日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、2定議案第13号 田辺市人権尊重のまちづくり条例の制定について、同議案第17号 田辺市辺地総合整備計画の変更について、同議案第26号 令和3年度田辺市同和对策住宅資金等貸付事業特別会計予算、同議案第34号 令和3年度田辺市四村川財産区特別会計予算及び同議案第40号 令和3年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分の以上5件については、全会一致により、同議案第18号 令和3年度田辺市一般会計予算の所管部分については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第13号 田辺市人権尊重のまちづくり条例の制定についてに関わって、本市では、人権を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、田辺市人権施策基本方針改定版を策定したが、その策定に携わった田辺市人権教育啓発推進懇話会から、基本方針の策定を契機に条例を制定してはとの提案があり、全ての人の人権が、当たり前のこととして尊重される豊かなまちにするとの思いを込めて、懇話会と共に本条例を作り上げてきた。本条例は、基本方針に基づく、人権課題全般を包括した理念条例で、不当な差別やあらゆる暴力のない、一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちの実現を図ることを目的とするものである。この条例制定を契機に、今後、市民の皆様と行政との協働により、全ての人がかげがえのない個人として尊重される豊かで住みよいまちの実現を目指していきたいとの説明がありました。これに対し委員から、人権に関する市民の機運が高まる中、市民からの提案で制定された本条例は、多様な人権課題を包括した理念条例であるが、女性や子供、障害のある人、犯罪被害者などの個別の人権課題に対する条例制定の必要性についてただしたのに対し、「個別の人権課題については、田辺市男女共同参画プランや田辺市子ども子育て支援事業計画、田辺市障害者計画などの各施策に位置づけるとともに、基本方針と連携を図りながら、人権施策を総合的に推進していきたいと考えているので、個別の条例制定については、国や県の動向を踏まえ、田辺市人権教育啓発推進懇話会と協議しながら検討していきたい」との答弁がありました。

次に、議案第18号 令和3年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、消防団費の報酬に関わって、国は、消防団員の確保のためには処遇の改善が必要であることから、地方交付税単価を踏まえ、年額報酬や出動手当の引上げを行うよう通知しているが、今後の処遇改善に向けての取組をただしたのに対し、「国は、令和2年12月に消防団員の処遇等に関する検討会を設置し、消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇の在

り方や団員の加入促進等について検討中で、今年の夏頃には、取りまとめ結果が公表される予定である。本市としては、国の検討結果を踏まえ、消防団員の確保に向け、処遇の見直し等に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月24日

総務企画委員会

委員長 橘 智 史

# 委員 長 報 告

本委員会は、去る3月11日の本会議において付託を受けた議案10件について、12日、15日及び24日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、2定議案第14号 市道路線の認定について、同議案第15号 市道路線の変更について、同議案第16号 市道路線の廃止について、同議案第25号 令和3年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計予算、同議案第32号 令和3年度田辺市駐車場事業特別会計予算、同議案第33号 令和3年度田辺市木材加工事業特別会計予算、同議案第35号 令和3年度田辺市水道事業会計予算及び同議案第40号 令和3年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分の以上8件については、全会一致により、同議案第18号 令和3年度田辺市一般会計予算の所管部分及び同議案第39号 和解についての以上2件については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第18号 令和3年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、農業振興費の負担金補助及び交付金に関わって、各種イベントに対する補助金について、コロナ禍の影響により各種イベントの開催見通しが立たない状況であるが、各事業にはそれぞれの目的があり予算を確保している。中止となった場合には、予算を減額するだけではなく、各種振興のために有用となる代替的な事業の実施を検討されたいとの意見がありました。

次に、林業振興費の調査委託料4,241万5,000円に関わって、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査の実施状況について説明を求めたのに対し、「令和2年度は、龍神村安井地区、旧大塔村面川地区、中辺路町高原地区、本宮町渡瀬地区において、意向調査を実施中であるが、自らが経営管理を実施できないと回答した所有者は、龍神村で約30%、本宮町で約60%と、地区によってばらつきはあるが平均では40~50%である」との答弁がありました。さらに委員から、森林整備委託料5,511万5,000円に関わって、自らが経営管理を実施できない所有者が増加すれば、森林環境譲与税の交付額約2億2,000万円を超えることにならないかただしたのに対し、「森林環境譲与税の交付額は、令和6年度で約3億円余り交付されることになるが、森林整備に充てる事業費については、他の事業との調整を図りながら慎重に対応したい」との答弁がありました。

次に、河川管理費のポンプ場管理委託料に関わって、地元消防団が行っているポンプ場の管理業務において、将来的な民間委託の有無についてただしたのに対し、「全国的に消防団員の担い手の確保が難しく、また消防団の負担軽減が大きな課題であることは認

識している。将来的には、そうした実情を十分勘案した上で、多面的な視点で検討しなければならないと考えている」との答弁がありました。

次に、議案第39号 和解についてに関わって、和歌山南漁業協同組合が本市に対して、和解解決金として3,500万円を、令和3年度から8年度までの6年間の分割により支払う和解案を市が応諾しようとする理由についてただしたのに対し、「和解案を応諾しなかった場合は、訴訟へ移行していくことになるが、訴訟になった場合には、今回の和歌山弁護士会紛争解決センターの事実認定が覆る可能性もあることに加え、公費負担の増大が避けられない状況となる。また、漁業・水産業を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、漁獲不振や漁業者の高齢化など様々な課題を抱える中、漁協側の経営状況が悪化する恐れもある。仮に訴訟後においても、漁協の経営状況によっては、返還請求額を全て回収できないというリスクもあることから、問題の長期化を避けて、早期かつ円満に解決するため和解案を応諾しようとしている。今後は、漁協と連携・協力しながら低迷する漁業・水産業の立て直しを図っていかなければならないと考えている」との答弁がありました。このほか委員から、裁判を行うことにより問題が長期化し、漁業が衰退していくことを心配していたが、今回の和解案を応諾することで一つの区切りとした上で、漁業の振興に力を注いでいただきたいとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月24日

産業建設委員会

委員長 尾 花 功

# 委員 長 報 告

本委員会は、去る3月11日の本会議において付託を受けた議案17件について、12日、15日及び24日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、2定議案第19号 田辺市国民健康保険税条例の一部改正について、同議案第20号 田辺市診療所条例の一部改正について、同議案第27号 令和3年度田辺市農業集落排水事業特別会計予算、同議案第28号 令和3年度田辺市林業集落排水事業特別会計予算、同議案第29号 令和3年度田辺市漁業集落排水事業特別会計予算、同議案第30号 令和3年度田辺市戸別排水処理事業特別会計予算、同議案第31号 令和3年度田辺市診療所事業特別会計予算、同議案第36号 令和3年度田辺市特定環境保全公共下水道事業会計予算、同議案第37号 上大中清掃施設組合規約の変更について、同議案第38号 紀南環境広域施設組合規約の変更について、同議案第41号 田辺市国民健康保険条例の一部改正について及び同議案第42号 令和3年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の以上12件については、全会一致により、同議案第18号 令和3年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第21号 令和3年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算、同議案第22号 令和3年度田辺市後期高齢者医療特別会計予算、同議案第23号 田辺市介護保険条例の一部改正について及び同議案第24号 令和3年度田辺市介護保険特別会計予算の以上5件については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第18号 令和3年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、予防費に関わって、新型コロナウイルスワクチン接種に係る取組状況や実施方法及び課題について説明を求めたのに対し、「高齢者への優先接種に向けた取組として、3月末に65歳以上の対象者に接種券の配布を予定している。ワクチン接種については、なるべくかかりつけの医療機関で個別接種できるよう医療機関に協力をお願いしているが、対象者が多いことから、集団接種も並行して実施できるよう取り組む予定である。また、課題として、ワクチンの不足や供給計画が立っていないことに加え、医療従事者をはじめとするスタッフの確保が懸念される」との答弁がありました。さらに委員から、2回の接種が必要とされるワクチン接種状況の把握や接種間隔の管理についてただしたのに対し、「個人単位での接種記録を確認できるようにするため、システムの構築に取り組んでいる。接種間隔については、1回目の集団接種予約の際に2回目の接種日も予約することで管理していきたいと考えているが、個別接種においては、各医療機関または接種者本人の管理となる」

との答弁がありました。

次に、成人式典費に関わって、令和2年度新成人応援事業の内容について説明を求めたのに対し、「新型コロナウイルス感染症の影響によって令和2年度「成人の日」記念式典が延期となり、実施方法も時間短縮、簡素化、分散化となる中で、二十歳の節目を十分に祝福できていない状況を踏まえ実施するもので、ふるさと納税返礼品のメニューを活用して本市の地域産品を贈る事業である。対象となる品を掲載したパンフレットと申込書等を式典当日に配布し、希望する1品を選んでいただき発送する。また、欠席者にはパンフレット等を郵送して対応する」との答弁がありました。

次に、保健管理費に関わって、ストレスチェックや健康検査など教員の健康管理に取り組む中で、とりわけ心の疾患で病休及び休職する教員の实態についてただしたのに対し、「今年度のストレスチェックの結果で医師との面談を希望した教員は2名であった。これ以外に、メンタルの不調で現在休職している教員が2名おり、若い世代を中心に増加の傾向にある。退職に至るケースもあり、大きな問題であると認識している」との答弁がありました。これに対し委員から、そうした問題への対応状況について説明を求めたのに対し、「初任者教員に対しては、学校教育課の指導主事が1年かけて学校訪問や相談活動を行っていることに加え、各学校においても初任者担当の教員を置き指導に当たるとともに、悩みの相談があった際には、教頭や校長、スクールカウンセラーも含めて対応している。さらに、退職した校長等が、拠点校指導教員として1週間に1回、初任者教員の悩み相談を受けたり授業の指導を行ったりしており、今後もしっかりフォローしていきたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年3月24日

文教厚生委員会

委員長 久保浩二